

定 款

株式会社 三ツ知

定 目 款 次

章	条
第 1 章 総 則	第1条 商号 第2条 目的 第3条 本店の所在地 第4条 公告方法
第 2 章 株 式	第5条 発行可能株式総数 第6条 自己株式の取得 第7条 単元株式数 第8条 単元未満株主の売渡請求 第9条 単元未満株主の権利制限 第10条 株主名簿管理人 第11条 株式取扱規程 第12条 基準日
第 3 章 株主総会	第13条 招集 第14条 招集権者および議長 第15条 電子提供措置等 (附則) 電子提供措置に関する経過措置 第16条 決議の方法 第17条 議決権の代理行使 第18条 議事録
第 4 章 取締役および 取締役会	第19条 取締役会の設置 第20条 取締役の員数 第21条 取締役の選任 第22条 取締役の任期 第23条 代表取締役および役付取締役 第24条 取締役会の招集権者および議長 第25条 取締役会の招集 第26条 取締役会の決議方法 第27条 取締役会の決議の省略 第28条 業務執行の決定の取締役への委任 第29条 取締役会の議事録 第30条 取締役会規程

定 目 款 次

章	条
	第31条 取締役の報酬等 第32条 取締役の責任免除
第 5 章 監査等委員会	第33条 監査等委員会の設置 第34条 監査等委員会の招集通知 第35条 監査等委員会の決議の方法 第36条 監査等委員会の議事録 第37条 監査等委員会規程
第 6 章 会計監査人	第38条 会計監査人の設置 第39条 会計監査人の選任 第40条 会計監査人の任期 第41条 会計監査人の報酬等
第 7 章 計 算	第42条 事業年度 第43条 期末配当金 第44条 中間配当金 第45条 期末配当金等の除斥期間
附則	監査役の責任免除に関する経過措置

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、株式会社三ツ知と称し、英文ではMitsuchi Corporationと表示する。

(目 的)

第 2 条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 鋳螺、工作機械、鉄鋼、非鉄金属資材、医療用具、金型の製造、販売およびその輸出入業務
2. 自動車部品の製造および販売
3. 一般労働者派遣事業
4. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 本会社は、本店を愛知県春日井市に置く。

(公告方法)

第 4 条 本会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 本会社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 本会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 本会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下、「買増し」という。）を本会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 本会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 本会社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。

2. 前項その他定款に別段の定めのある場合の他、必要があるときは、取締役会の決議によって臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 本会社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は

その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。

2. 社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)(電子提供措置に関する経過措置)

1. 2022年9月1日(以下、「施行日」という)から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

2. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、他の議決権ある株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 本会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 本会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は8名以内とする。

2. 本会社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は4名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会の決議によって社長1名を選定するほか、会長、副会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し議長となる。

2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第32条 本会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 本会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第33条 本会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定めによる。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席し

- た監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
2. 監査等委員会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 本会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 本会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(期末配当金)

第43条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の

株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第44条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払いの義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

本会社は、第53期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第53期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。